

介護保険制度は、介護が必要となった方が安心して生活を送れるよう、社会全体で支えていくための制度です。

介護保険事業を行うための財源の半分は国・県・市が公費（税金）により負担し、残りの半分は40歳以上の方が納める「介護保険料」で賄われています。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、介護サービスに要する総費用に応じて、各市町村が3年ごとに見直しを行うことと法令で定められており、平成27年度はその見直しの年に当たります。

高齢化が進む多古町では、介護サービスの利用者数や利用量が年々増加しており、今後3年間に必要とされる介護サービスの総費用は38億7,700万円と推計されています。これらの状況を踏まえ、平成27年度より保険料の基準となる額（第5段階）をこれまでより年額で2,760円引き上げ、保険料額の段階を6段階から9段階へ細分化することとしました。

■65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

段階	(対象者)	年度	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	○生活保護の受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	H27・28年度	0.45	1,935円	23,220円
		H29年度	0.30	1,290円	15,480円
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額120万円以下の者	H27・28年度	0.75	3,225円	38,700円
		H29年度	0.50	2,150円	25,800円
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ第1、第2段階以外の者	H27・28年度	0.75	3,225円	38,700円
		H29年度	0.70	3,010円	36,120円
第4段階	○本人が町民税非課税（世帯に課税者有）かつ公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	H27-29年度	0.90	3,870円	46,440円
第5段階 (基準額)	○本人が町民税非課税（世帯に課税者有）	H27-29年度	1.00	4,305円	51,660円
第6段階	○町民税課税かつ合計所得金額120万円未満の者	H27-29年度	1.20	5,165円	61,980円
第7段階	○町民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満の者	H27-29年度	1.30	5,595円	67,140円
第8段階	○町民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満の者	H27-29年度	1.50	6,455円	77,460円
第9段階	○町民税課税かつ合計所得金額290万円以上の者	H27-29年度	1.70	7,315円	87,780円

主な改正内容

- 介護保険料の段階  
高齢者の所得状況に応じたよりきめ細かな保険料設定ができるように、従来の6段階から9段階に見直しされました。
- 低所得者負担割合の軽減  
第1段階は、消費増税の影響を考慮し、公費を投入して今まで以上に保険料が軽減され、平成29年度において第1段階から第3段階は、10%へ引き上げられる消費税に合わせて、さらに保険料が引き下げられる予定です。

介護保険料の納付方法

○特別徴収（年金からの天引き）の場合  
年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料が天引きされます。

●1年間の保険料を年金受給月の6回に分けて年金から天引きします。

○普通徴収（納付書または口座振替による納付）の場合  
年金の年額が18万円未満の方や65歳になられた方等の特別徴収ができない方は、税務課より送付される納付書を使い保険料を納めます。  
●1年間の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて納付します。

★普通徴収の方は、便利で確実な口座振替をご利用ください!!

- 取扱金融機関  
千葉銀行、京葉銀行、佐原信用金庫の各本・支店、多古町農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）
- 手続き方法  
役場または取扱金融機関にある「口座振替依頼書」を記入の上、お申し込みください。
- 手続きに必要なもの  
介護保険料の納付書、口座振替をする通帳、通帳の届出印

お問合せ ● 保健福祉課介護保険係 ☎ 76-3185  
税務課課税係 ☎ 76-5402

それってどうなるの??



Q: 保険料は、65歳になったらすぐに年金からの天引き（特別徴収）になるのですか。

A: おおむね4月～8月生まれの方は翌年の4月から、9月～2月生まれの方は翌年の6月～10月の年金月から天引きが始まります。3月生まれの方は翌々年の4月から年金天引きが始まります。（誕生日によって変わる場合があります）

国民健康保険税の改正について

国保会計の財政状況を勘案し、国が定めた限度額を下回っている多古町の法定課税限度額を上限まで引き上げる一方で、地方税法等の改正に伴い、低所得者等への負担をさらに軽減するため、基準額の改正を行いました。

●課税限度額の引き上げ

	改正前	改正後
医療分	51万円	→ 51万円
支援分	14万円	→ 16万円
介護分	12万円	→ 14万円
限度額合計	77万円	→ 81万円

●負担軽減の拡大（軽減を判定する所得基準）

加入者の所得合計額が下記で計算する額以下となる場合に該当

- 5割軽減基準  
(改正前) 33万円 + 24万5千円 × (加入者数)  
(改正後) 33万円 + 26万円 × (加入者数)
- 2割軽減基準  
(改正前) 33万円 + 45万円 × (加入者数)  
(改正後) 33万円 + 47万円 × (加入者数)

〈例〉 世帯主の所得135万円、配偶者と子ども2人の4人世帯の場合（世帯主以外所得無し）

(改正前) 33万円 + 24万5千円 × 4人 = 131万円  
(改正後) 33万円 + 26万円 × 4人 = 137万円

●世帯の所得合計が137万円を下回るため、5割軽減世帯に該当し、改正前より保険料が減額になります。

※軽減されるのは、「均等割」と「平等割」部分のみです。  
※今回の改正により減額となる額は、世帯所得や被保険者数、年齢構成により異なります。

お問合せ ● 税務課課税係 ☎ 76-5402